

除雪・排雪作業にご協力ください



今年も降雪期を迎え、町道の除雪作業には万全を期しておりますが、作業の効率化と経費削減のため住宅のない区間の除雪を廃止させていただいております。お出かけの際、遠回りになるなど皆様には大変ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

また、町道排雪における雪の堆積場所については、町道8線の剣淵川に架かる8線橋付近の8線雪捨場と、駅東側にある元町雪捨場の2か所としていますが、個人、民間の雪捨場については、交通安全上8線雪捨場のみとさせていただきますのでご了承願います。

8線雪捨場の利用期間は12月1日から3月31日まで、利用時間は午前8時から午後5時までとなっています。

☆安全な除排雪作業のために、次のことをお守りください☆

①住宅周りの雪を道路に出さないでください。
道幅が狭くなり、交通事故につながる危険性があります。

③ごみ収集日・時間・場所を守りましょう。
ごみを前日から出すと、除雪作業の妨げになったり、ごみが散らばる原因となります。

②路上駐車はやめましょう。消防車・救急車などの緊急車両の通行の妨げになります。

④除排雪作業車は大変危険ですので近づかないでください。運転手は常に安全運転に心掛けているが、作業車には死角が多いため、近づくと重大な人身事故につながる恐れがあります。大変危険ですので、決して近づかないようにしてください。

「剣淵町排雪支援事業」についてのお知らせ

町では、冬期間の快適な生活環境の確保を図ることを目的とした排雪支援事業を実施しています。これは、道路や宅地内の排雪作業を実施する個人または法人に対し、町が排雪作業にかかる経費の一部を補助するものです。ぜひご活用ください。

●補助対象者

剣淵町に住所または事業所を有する個人および法人（以下「補助事業者」という。）で、町税および町使用料の滞納がない方。

●対象排雪箇所

補助事業者が居住または使用している宅地および宅地に隣接する道路内。

●排雪作業を行う者（指定業者）

（株）寒地技研、北運共栄（株）、卯城建設（株）、細田建設（有）、大野土建（株）剣淵支店、士別運送（株）剣淵営業所、菅井土木建設の7社。

●補助金交付申請

この事業を利用する補助事業者は、作業を行う5日前（土、日、祝日を除く。）までに剣淵町排雪支援事業補助金交付申請書を町に提出してください。

●対象期間

12月1日から翌年の3月31日まで。

●補助金額および補助回数

指定業者の使用する排雪ダンプ1台当たりに要した費用の2分の1以内で、2,000円を上限とする額。補助金の交付を受けられる回数は、年度を通して2回までとし、1回につき5台まで。



◇申請・お問い合わせ先 建設課土木建築グループ（電話26-9024）